

「環境クリーンセンターの今後の方向性について(案)」の  
市民意見募集結果について

(市民意見募集期間：平成29年12月12日～平成30年1月12日)

平成30年2月

江別市 生活環境部環境室 施設管理課

## 市民意見募集の結果概要

### ■意見の募集結果

募集期間	平成29年12月12日～平成30年1月12日
提出者数	1人
提出件数	1件

### ■意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案に反映するもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの
D	案に反映しないもの
E	その他の意見

### ■意見の内容と市の考え方（いただいたご意見は、可能な限り原文のとおり掲載しております。）

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
1	<p>江別市はたとえば大型商業施設（○○○）など買い物に行っても、ゴミ箱には、「家庭ごみを捨てた場合は、警察に通報します。」といった張り紙が張られている、ごみ処理に関していえば、厳しい姿勢でのぞむ自治体です。</p> <p>ただ、家庭ごみの不法投棄はいつこうに減りません。</p> <p>そうした現状を踏まえ、環境クリーンセンターの機能をもっと、せめて札幌市なみにゆるやかにし、江別市の大型商業施設やコンビニエンスストアで捨てられる家庭ごみも環境クリーンセンターで処理できるように規制緩和を行ってゆく必要があると思います。</p> <p>市の住民から出たごみは市で処理するといった寛容な市政が求められる時代だと思えます。</p>	<p>ごみの処理につきましては、家庭から出るごみは家庭の責任で、事業活動から出るごみは事業者の責任で処理することになっており、ごみの処理費用は各自の負担となります。</p> <p>そのため、市内の大型商業施設などのゴミ箱に家庭ごみが捨てられた場合は、事業者の負担で事業ごみ（一般廃棄物）として処理しなければならず、必要に応じて店舗側で啓発をしております。</p> <p>また、市内で発生する一般廃棄物である家庭ごみ、事業ごみ（大型商業施設のごみ箱に捨てられた家庭ごみも含む）は、これまでも環境クリーンセンターで処理しております。</p> <p>なお、札幌市にお聞きしたところ、市が一部の大型商業施設に小型家電回収ボックスを設置し、回収しておりますが、商業施設のごみ箱に捨てられた家庭ごみについては、江別市と同様に事業者の負担で事業ごみ（一般廃棄物）として処理されております。</p> <p>市といたしましては、引き続き、ごみを排出する際には適切な方法で排出するように市民啓発を行うなど、ごみ出しマナーの向上に努めてまいります。</p>	E